

【市政情報室・ホームページ用】

平成20年千葉市教育委員会会議
第4回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成20年千葉市教育委員会会議第4回定例会会議録

日時 平成20年4月16日(水)

午後3時00分開会

午後3時45分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員 委 員 長 津田 英彦
 委 員 奥山 福子
 委 員 竹蓋 幸生
 委 員 川島 義美
 委 員 岩沼 静枝
 教 育 長 飯森 幸弘

出席職員 教 育 次 長 小川 隆 保健体育課長 嶋田 信昭
 教 育 総 務 部 長 武田 昇 教育センター所長 菊地 明
 学 校 教 育 部 長 岩切 裕 養護教育センター所長 穴倉 喜巳
 生 涯 学 習 部 長 河野 正行 生涯学習部参事(生涯学習振興課長事務取扱) 本庄 賢一
 千 葉 高 等 学 校 長 田辺 新一 社会体育課長 小川 重夫
 稲毛高等学校長・同附属中学校長 仲間 憲三 青 少 年 課 長 村松 好晴
 教育総務部参事(総務課長事務取扱) 青葉 正人 中 央 図 書 館 長 田口 幸男
 教育総務部参事(企画課長事務取扱) 山崎 正義 総 務 課 総 括 主 幹 伊藤 太一
 学 校 財 務 課 長 豊田 英男 学 事 課 調 整 主 幹 山本 和豊
 学 校 施 設 課 長 豊田 滋貴 生 涯 学 習 振 興 課 調 整 主 幹 海保 英利
 学 事 課 長 吉田 進 総 務 課 主 幹 杉江 達也
 教 職 員 課 長 時田 猛 総 務 課 主 幹 山田 輝夫
 指 導 課 長 小池 公夫

書 記 総 務 課 長 補 佐 大崎 賢一 総 務 課 副 主 査 小池 正彰
 総 務 課 総 務 係 長 藤代 真史 総 務 課 主 事 清田 信之
 総 務 課 人 事 係 長 内山 健 総 務 課 主 事 河瀬 伸也
 総 務 課 経 理 係 長 高橋 義浩

- 1 開会
津田委員長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
津田委員長より岩沼委員を指名
- 4 会期の決定
平成20年4月16日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 議事の概要
 - (1) 報告事項
報告事項(1) アクアリンクちば入場者50万人達成について
社会体育課長より報告があった。
 - (2) 臨時代理報告
報告第4号 学校教育法等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について
総務課長、学事課長及び指導課長より報告があった。
報告第5号 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について
教職員課長より報告があった。
報告第6号 教育公務員特例法第25条の2の規定に基づく指導が不適切である教諭等の認定の手續等に関する規則の制定について
教職員課長より報告があった。
報告第7号 千葉市教育委員会事務専決規程等の一部改正について
総務課長より報告があった。
報告第8号 千葉市教育委員会服務監理委員会規程の一部改正について
総務課長より報告があった。
報告第9号 市費負担教育職員の人事について
教職員課長より報告があった。
 - (3) 発言の要旨
報告事項(1) アクアリンクちば入場者50万人達成について
津田委員長 社会体育課長、報告をお願いします。
社会体育課長 報告事項(1)「アクアリンクちば入場者50万人達成について」、報告します。平成17年10月23日にオープンした、アクア

リンクちば、千葉アイススケート場の入場者総数が、平成20年4月6日午前11時5分に50万人に達成し、エントランスホールで記念式典を行いましたので報告します。当初計画では、年間入場者数13万人と見込んでおり、50万人達成は、平成21年9月頃と想定していたので、計画より1年半早く達成することができました。その主な理由としては、トリノオリンピックや国際大会での日本人選手の活躍によるスケートブームが追い風になったことや、県内で唯一の通年型であるという施設の特徴などが考えられます。50万人目該当者には、記念品としてアイススケート場の利用回数券などを贈呈しました。なお、来場者50万人達成を記念し、5月17日 土曜日、18日 日曜日の2日間、施設を無料開放するとともに、千葉大学ジャグリングチームによる大道芸のパフォーマンスやプレゼント抽選会などを実施します。

報告第4号 学校教育法等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

津田委員長 総務課長、学事課長及び指導課長、報告をお願いします。

総務課長 報告第4号「学校教育法等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」ですが、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定により、教育長の臨時代理により処理したので、同条第2項の規定により報告します。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会の責任体制の明確化として、議決事項の改正、教育委員会の活動状況の点検評価制度の追加がありました。改正の1点目ですが、教育委員会が教育長に委任することができない事項が、法に新たに規定されたことから、教育委員会組織規則に所要の改正を行うものです。2点目ですが、教育委員会自らが行う事務の管理、執行の点検評価で、教育委員会がその権限に属する事務の管理、執行の状況について、外部の知見の活用を図りつつ点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成、議会に提出するとともに公表しなければならないこととなりましたので、この点について所要の改正を行うものです。その他の規定の整備として、郵政民営化法の制定に伴い、従来書類などを送付する際に、郵送によるものと規定していたところを、他の方法によっても送付できることとしたものです。

指導課長 報告第4号「学校教育法等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」のうち、第2条 千葉市立小学校及び

中学校管理規則の一部改正、第4条 千葉市立特別支援学校管理規則の一部改正、及び第5条 千葉市小学校及び中学校における出席停止の手續に関する規則の一部改正について説明します。大きな改正点である学校評価についてですが、学校教育法施行規則の一部改正に伴い、学校評価に関する規定の整備がされたことから、千葉市立小中学校及び特別支援学校管理規則の改正が必要となります。小学校及び中学校では、第10章 学校評価として第50条から第52条までを新たに規定します。学校の裁量が拡大し、自主性、自律性が高まる中で、教育活動の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すことが求められております。また、学校運営の質に対する保護者、地域の関心が高まる中で、学校が説明責任を果たすとともに、学校・保護者・地域相互の連携協力を促すために規定するものです。

学事課長 報告第4号「学校教育法等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」のうち、第3条 千葉市立高等学校管理規則の一部改正について説明します。まず、第15条ですが、年間の授業実施週数を、38週から35週に改正します。これは、学校週休2日制の実施に伴う授業時数の減少により、学習指導要領に示される標準時数により運用されている現状と規則の整合性を図るためです。次に第12章 学校評価ですが、小・中・特別支援学校と同様、高等学校についても、学校評価を導入することから、第73条から第75条までを新たに規定したものです。

津田委員長 質問等を含め、何かありますか。

奥山委員 学校評価については、前から頭の中にはあったと思いますが、今回、初めて導入するものだと考えられます。実情に応じて適切な項目を設定するということですが、これがかえって難しさを伴うのではないかと思います。

指導課長 学校評価については、千葉市では既に平成14年度から、文部科学省の学校評価システム確立に関する調査研究を実施しており、先行して学校で実施してきているという状況があります。その研究の中で、このような項目が例として考えられるということも挙げられています。平成18、19年度と引き続いて実施した成果を、学校評価についての簡単なパンフレット等として学校に配ったところで、その中でも、各学校の実情に応じて工夫できるよう、項目を示しており、学校で評価をする上で参考になるものと考えております。

奥山委員 結果を公表することとされていますが、主として校内で納得できれば良いことなのでしょうか。

指導課長 従来は公表について定められていなかったのですが、千葉市ではすべてを公表していたという訳ではありませんでしたが、自己評価に関しては100%の学校が実施しています。このたび、このような規定を定めることによって、従来から多くの学校で実施されていた学校だよりや保護者会での公表が、より促進されるものと考えています。

奥山委員 「生きる力」というものを大切にす、となつてはいるわけですが、実際に指導している側も、何をもって価値観を定めるかというところが、依然曖昧で、全員が同じ価値観を持っている訳ではないので、例えばその評価をするにしても基準が統一されていない可能性もあると思います。さらに学校がそれぞれ評価するということになる、なおさらそうなるような感じがします。

指導課長 評価に関しては、どのような項目を評価するか以前に、学校でどのような教育活動を行うかが非常に重要になってくると思います。そして、それに合わせて学校で評価項目を考えていくということになるものと考えます。従来から学校で学校教育目標や施策の重点などを掲げておるわけですが、そのようなものを改めて見直すための評価の観点ということで示されていくということになります。結果としては、各学校における評価基準に、大きな相違はないものと考えています。

奥山委員 私も以前、学校評価を導入すべきだということを発言したことがあります。可能な限り、「わかる授業、楽しい教室、夢広がる学校」ということに対する評価を基準にすれば良いのではないかと思います。学力ということについて、あまり神経質にならないようにと言うと語弊がありますが、それ以前のことについても適切に評価してもらいたいと思います。

指導課長 本市でも、学校評価の委嘱事業のパンフレット等で、「わかる授業、楽しい教室、夢広がる学校づくりのための学校評価」ということを前面に出しています。

奥山委員 ぜひそのようにしていただきたいと思います。

岩沼委員 学年の授業時数について、学校現場ではどのように考えていますか。

千葉高等学校長 千葉高等学校の場合、特に単位制に移行したこともあり、行事を精選し、授業時数を可能な限り確保しながら学力を身につけ

るという工夫をしています。

稲毛高等学校長・同附属中学校長 稲毛高等学校でも同様に、35週授業が確保できるように行事の精選や短縮授業の見直し等を含めて進めているところです。

奥山委員 それまでの38週から35週に改正されたという経緯があったわけですが、その3週分についてはどのように考えていますか。

千葉高等学校長 始業式から終業式まで、それぞれ区切りがあり、日数は限られているので、その中で、数が減った分だけ、完全に授業をなくしてしまうわけではなく、可能な限り埋める努力をすることが大切だと思っています。

奥山委員 1日の時数を増やすということですか。

千葉高等学校長 例として、千葉高等学校では、7時限の45分授業としています。ただ、行事も人づくりなどの必要な要素がありますので、そのあたりを学校の実情に合わせて、実施していきたいと思います。

奥山委員 まだ試行錯誤の段階ということですね。

報告第5号 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

津田委員長 教職員課長、報告をお願いします。

教職員課長 報告第5号「地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」ですが、千葉市立小学校及び中学校管理規則等、規則の一部に所要の改正をすることについて、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定により教育長の臨時代理により処理したので、同条第2項の規定により報告するものです。今回の育児休業等に関する法律の改正の主旨ですが、少子化対策として平成19年に、職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にする環境整備を図るために、従来の育児休業とは別に、育児のための短時間勤務をすることができるようになり、本年4月1日から本制度を導入するため、関係規則の改正をしたものです。従来から整備化されていた育児休業は、養育している子が満3歳に達するまで休業することができることと定められていましたが、今回導入した育児短時間勤務は、養育する子が小学校の就学の始期、すなわち小学校に上がるまで、1日当たり4時間で週5日間、合計20時間の勤務、1日当たり5時間で週5日間、合計25時間の勤務、週3日勤務で週24時間の勤務又は週2日半勤務で週20時間の勤務という4つの勤務形態から選択ができることとされたものです。1回に承認する期間については、1月以上1年以内であり、期間の延長について請求

する回数には制限がなく、養育する子が小学校に上がるまで、何回でも請求を繰り返すことができることとしています。短時間勤務を取得した教員が勤務をしない曜日、時間帯が増えるので、その部分については、任期付きの短時間勤務職員を補充するという形で運営していくこととなります。この法改正に伴い、今回改正する規則及びその内容ですが、千葉市立小学校及び中学校管理規則、千葉市立高等学校管理規則及び千葉市立特別支援学校管理規則の各規則に定められている、校長による出勤簿の管理について、職員が育児短時間勤務をした場合には、出張や育児休業の場合と同様に、その旨を出勤簿に記載することと定めるものです。併せて、組織編制報告書の書式に所要の改正を行うものです。施行期日は平成20年4月1日です。

津田委員長 質問等を含め、何かありますか。

岩沼委員 従来はなかった制度で、子育てをしながら仕事をするのができ、とても良いことではないかと思いますが、この制度を使った場合、その後のキャリアに影響は出てくるのでしょうか。そのようなことはないと思いますが、確認したいと思います。

教職員課長 育児短時間勤務を行うことにより、キャリアに関して影響を受けるということはありません。ただ、育児休業と同様、退職金等に関しては、育児休業を取得している期間や育児短時間勤務を行っている期間は、多少、除算されるということではありますが、キャリアそのものに問題が生じるということはありません。

報告第6号 教育公務員特例法第25条の2の規定に基づく指導が不適切である教諭等の認定の手續等に関する規則の制定について

津田委員長 教職員課長、説明をお願いします。

教職員課長 報告第6号「教育公務員特例法第25条の2の規定に基づく指導が不適切である教諭等の認定の手續等に関する規則の制定について」、報告します。平成19年6月27日付で教育公務員特例法が一部改正され、指導が不適切である教員等の認定の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めることとされたため、これまで本市で運用していた特別に指導力の向上を要する教員の取扱いに関する要綱の趣旨を踏まえながら、教育委員会規則として新たに制定するため、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定により教育長の臨時代理により処理したので、同条第2項の規定により報告するものです。教育公務員特例法の一部改正の主旨ですが、指導が不適切な教員に対する人事管理については、

従来は任命権者である各都道府県及び指定都市教育委員会に委ねられていましたが、各任命権者の人事管理の制度及び運用を統一化するため、全国的な教育水準を確保する観点から、人事管理に関するシステムを統一的に整備し、運用を図るため、教育公務員特例法第25条の2に、指導改善研修という新たな項目を明記したものです。この法律の改正に沿い、本市で新たに教育委員会規則として制定したわけですが、従来運用してきた本市の要綱に、新たに付け加えた点を説明します。第2条において、指導が不適切な教諭等として認定を受けた者が受ける研修の名称を「指導改善研修」と明確に定義し、統一的な名称が使われることとなります。次に第5条ですが、第1項に指導が不適切な教諭等の認定に当たって、有識者や保護者等の外部協力者の意見の聴取ということ、また、第2項に有識者等又は有識者等であったものについては、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないという守秘義務が新たに規定されました。その他、認定の事項にかかわる手続等に関しては、学校長による申請をはじめ、本人の意見を述べる機会を保証することとし、判定会の組織、委員構成等は、従来本市で運用している要綱に準じたものとなっています。なお、本規則の施行に関し、必要な事項については、別途取扱要綱を定めて運用を図ることとしています。今回の規則制定を機に、指導が不適切な教員等に対する人事管理の運用については、従来以上に適切かつ厳正な運用に努めていきたいと考えています。

報告第7号 千葉市教育委員会事務専決規程等の一部改正について

津田委員長 総務課長、説明をお願いします。

総務課長 報告第7号「千葉市教育委員会事務専決規程等の一部改正について」ですが、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定により教育長の臨時代理により処理したので、同条第2項の規定により報告するものです。改正の主旨として、まず、育児のための短時間勤務制度を分類化したことから、その手続きについて関係する規定の改正を行ったものです。また、日本郵政公社の民営化に伴い、教育委員会公文書取扱規程中の用語の整理を図るなど、所要の改正を行ったものです。主な改正点ですが、育児短時間勤務については、教育委員会事務専決規程に、職員から育児短時間勤務の承認を求められた場合の専決者について、従来からある育児休業の場合の専決者と同様の規定を設けたものです。また、学校の職員が、育児短時間勤務の承認を請求する際の育児短時間勤

務承認請求書等、様式の整備などについて、千葉市立学校職員服務規程に所要の改正を行ったものです。施行期日は平成20年4月1日です。

報告第8号 千葉市教育委員会服務監理委員会規程の一部改正について

津田委員長 総務課長、説明をお願いします。

総務課長 報告第8号「千葉市教育委員会服務監理委員会規程の一部改正について」、報告します。服務管理委員会規程の一部改正について、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定により教育長の臨時代理により処理したので、同条第2項の規定により報告するものです。主な改正点ですが、これまで対象者を「職員」としていたものを、教育委員会組織規則第2条第4号から第6号までに規定する職員として、教育委員会におけるすべての職員を対象とすることを明確にしました。また、第2条の所掌事務についてですが、より明確に第1号で地方公務員法第28条、第29条に規定する処分に関すること、第2号で職員の服務規律に関することとしました。なお、地方公務員法第28条第2項第1号の傷病による休職処分及び指導が不適切である教諭に関する処分については、それぞれ専門の審査機関で取り扱うこととしているので、除外しています。委員会の組織については、教育次長、教職員課長の2名を新たに追加して、従来の4名から6名とし、委員長には教育次長を充てるものです。また、除斥の規定について新たに設けるなど、その他の規定の整備を行ったものです。施行期日は、平成20年4月1日です。

報告第9号 市費負担教育職員の人事について

津田委員長 教職員課長、説明をお願いします。

教職員課長 報告第9号「市費負担教育職員の人事について」、報告します。高等学校の教員の人事異動に係わる内示が、3月の定例教育委員会会議以降にあった関係から、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定により教育長の臨時代理により処理したので、同条第2項の規定により報告するものです。平成20年4月1日付け、千葉市立千葉高等学校及び千葉市立稲毛高等学校の校長の人事発令ですが、千葉高等学校の校長として、前千葉県立船橋高等学校教頭「田辺 新一」を採用し、稲毛高等学校の校長として、前千葉県立千葉女子高等学校教頭「仲間 憲三」を採用しました。なお、前任者は平成20年3月31日付けで退職し、前千葉市立高等学校校長「下重 恒夫」は、千葉県立千葉北高等学校校長、

前千葉市立稲毛高等学校校長「柴寄光夫」は、千葉県立船橋高等学校校長に、それぞれ就任しました。

7 その他

- (1) 県費負担教職員の人事について、次のとおり教職員課長より報告があった。

教職員課長 平成19年度末の人事異動の概要について報告します。平成19年度末の人事異動方針に基づき、教職員組織の充実・強化を図るために、人事異動を実施しました。異動総数ですが、小・中・特別支援学校合わせて1,077名で、前年度とほぼ同様の数となっています。新規採用教員数ですが、小・中・特別支援学校合わせて179名で、昨年度より若干減少していますが、ほぼ同程度の新規採用者を確保したところです。また、管理と指導に優れ、高い識見を有した管理職の登用に力を入れ、新任の校長として48名、教頭として56名を登用しました。その中の女性管理職数ですが、校長として23名、教頭として18名で、合計41名です。昨年と比較して、総数で1名の減ですが、管外交流として、他市に1名教頭として派遣しましたので、実質的には昨年度と同数の管理職が確保されている状況です。その他、異動対象となる同一校7年以上勤続者の異動状況ですが、全体として59%の解消率と、昨年度よりも割合が低くなっています。これは学校運営上、残留をさせたいという希望が学校から出てきたためです。

- (2) 平成20年度入学式について、次のとおり学事課長より報告があった。

学事課長 平成20年度入学式について報告します。4月8日に中学校、養護学校、市立高等学校、4月9日に小学校、第二養護学校と、一斉に入学式を執り行いました。現在、入学者数を取りまとめているのですが、小学校と中学校を合わせて約16,000名を越える児童生徒が入学したものと思われます。なお、市立千葉高等学校ですが、小仲台町の新校舎にて、322名が入学したことを報告します。

- (3) 特別支援教育の答申について、次のとおり指導課長より報告があった。

指導課長 特殊教育から特別支援教育へと体制が移行していく過渡期に、千葉市では平成16年度から、学識経験者、市民団体代表、学校関係団体代表により構成される「千葉市における特別支援教育の在り方に関する検討会議」を開催してきました。昨年度のこの時期に中間報告として説明したところですが、このたび、千葉大学梅谷委員長から「千葉市における特別支援教育の在り方について（答申）」が教育長に手渡されました。その詳しい内容について

は、日を改めて説明いたします。

(4) 次回第5回定例会は平成20年5月21日(水)午後2時00分より開催することと決定した。

8 閉会

津田委員長より閉会を宣言